

公告の廣告化

八 卷 俊 雄

はじめに

「公告は法律に基づいて、ある事項を広く一般の人に知らせること」と定義する。この根拠になる法律は商法関係に基づくもの 46 条、民事法に基づくもの 48 条、行政法に基づくもの 54 条、民事手続法に基づくもの 53 条、経済法に基づくもの 46 条、刑事訴訟法に基づくもの 3 条、条例などによるもの 10 条。計 310 条ある。

1959 年に「公告の手引」（日本経済新聞社刊）という本を書いた。この序文で当時、日本鋼管の法規課長をしていた正村芳三氏（のち法政大学教授）が公告の廣告化について次のように書いている。

公告の眞の使命は一体なんだろうか。それは、廣告と堂々とならんで、十分 PR の役目を果たすことである。しかも商品の宣伝廣告とは違った意味の、公共的な使命を持っている。「公」と「廣」の文字の相違もここからでているのではなかろうか。公告は単に、会社企業だけがするものだけでなく、政府や一般公共団体もまた公告主となる。それだけに、堅苦しく、一般には分かりにくい表現が用いられるがちである。それは、法令に関連があるということだけではなさそうである。しかし、さらに考えてみると、いわゆる法の趣旨をほんとうに理解し、かつ、理解した上でそれをいかにわかりやすく表現するかという努力、同時に、いかに一般大衆に訴えるかという工夫がどれほどなされていることであろうか。特殊の用語を用いて得意になるなどという手合は別である。公告に関連する業務にたずさわる者は、当然の義務として上のような努力と工夫をなすべきものと信ずる。

以下、IR 関係の商法に基づいた公告、その中でもいわゆる決算公告に関する諸問題についてふれていきたい。

公告の歴史

公告が始まったのは商法の場合、1891 年に法律ができ、その施行は 1894 年、商法が参考

公告の広告化

にしたのはドイツ法だったが、1950年アメリカ法を取り入れて大改正を行った。

明治時代、商法ができたころの公告をみていると、当時の経営者は公告を広告の1つと考えていたことが伺える。1905年に中外商業新報に出た鐘紡の公告はその好例である。支配人の武藤山治氏（1867-1934）はアメリカ留学の経験があり、また醤油屋と広告会社とも接点をもつたこともあり、公告に关心を持ったのであろう。

しかし、公告と広告はだんだん離れていく。現在、公告と広告とは定義の上からも違っており、新聞を見ても一見してその区別がつく。ところが公告という用語が現在のように使われているようになったのは必ずしもそう古いことではない。明治の中期までしばしば広告と公告とは混同して使われてきた。あるいは稟告とか報告ともいった。その後、だんだん両者は分化してきたが、どうやらその混同して使用されえた当時は実質的に両者を区別して考えるようとする意識もなかったのではないかとみられる。

たとえば明治15年3月29日に中外物価新報（日本経済新聞の前身）に掲載された大日本山林養樹会社の「株主募集広告」あるいは同年11月20日の「株主諸君ニ報告ス」という風帆船会社と共同運輸会社との合併公告には「広告」というタイトルがついている。一方、このころの営業広告をみると明治18年10月25日の越後屋（今の三越）の「売出し広告」同年7月30日の茂木七郎右衛門（今の野田醤油）の醤油広告などと広告というタイトルを使用し、表現方法にも全く違いがなかった^{*1}。

公告ということばは明治30年ごろから使われている。商法ができて商業登記事項を公告させたためである。しかしその後も現在使用されている公告の場合にも広告とういことばが一般的には使用されていた。明治37年日清戦争の軍費微達のための「国債募集広告」があり、決算広告があった。

大正時代にはいるとようやく広告と公告とははっきり区別して考えるようになった。明治時代を通じてビールの広告、明治末期から化粧品の広告、大正後半から薬品の広告、昭和初めの百貨店、映画の広告などがきわめて盛んに行われ大衆へのアピールをいかに強力にするかに腐心した結果、広告の表現技術は格段の進歩をとげた。この間に公告は後れをとったのである。

明治時代の広告はたいてい候文で綴られていた、公告も広告と同じように読者の目にうつったのだが、広告のコピーはだんだん口語化し、話すことばに変わり読者に身近になろうと心掛けたのに対して、公告の方は旧態依然とした片カナまじりの候文にとどまった。

なぜこういうことになったか、私はかつて（昭和34年11月）電通報に5つの理由を書いた。それを要約してみると次のようになる。

- (1) 公告は法の規定によって行われるが、法律家は他の技術者と同じように自分が専門家であるとの意識が強く、公告を作る人もその根柢となる法律の影響を受けて、ややもす

れば独善的権威主義的な表現におち入りやすい。この例は裁判所公序の公告に多い。

- (2) これと裏はらになるが公告は法の要求する事項から外れまいとして、よくいえば正確を期して、悪くいえば前例を墨守してます傾向がある。広告には広告者の個性が要求されるが、公告はどれをみても同じ形をしている。「よそと同じにしておけばまちがいない」という気持ちもあるのだろう。
- (3) 公告には直接利益となる見返りがない。広告をする場合には広告者は自主的に目的を設定するが、公告は法の命令するものだという他動性から目的意識が弱い。
- (4) 公告は法がその適用を受ける対象者に一様に要求しているわけだが、場合によっては公開したくない性質のものもある。公開したくないのに見せろという場合にはチラと目立たないようにしか見せないのは人情であろう。
- (5) 広告でも同様だが日本人古来の美風ともいるべき「物いわれぬ美德」である。公告が他動的であること、公告出稿者の保守性などからよけいにそうなる。特にPR効果の大いき貸借対照表の公告についてはそららしい。貸借対照表はいわば会社の通信簿であろう。自社の成績表に“可”や“不可”ばかりが並んでいればちょっと公表したくなくなるのも人情である。反面優秀な成績のときも同業者をはばかって堂々とした公告表現をとろうとしない。ある銀行の担当者は「決算が同じ日に集中し、同じ紙面に同じスペースで掲載されると、勘定科目が全く同じなので、だれでも簡単に優劣が判定されてしまう。」と語っていたし、また成績のよくない社の方は「もっと堂々と表現しろという趣旨がわからぬでもないが、無配の会社がそんなことをすれば反はつが大きい。」という。どうやら公告の趣旨に誤解があるとしか思えない。学生が通信簿を公表するかしないかは他人にとってどうでもよい問題だが会社内容の公表は社会的な問題である。

この決算公告が訴訟の対象になったことがあった。ここにも公告の広告化がみえていた。中須銀行という広島県にある銀行が、内容でのたらめな営業報告書と貸借対照表の公告を新聞に出したところその公告を信用して預金をした2人の男は、まもなく銀行がつぶれてしまって損害をこうむった。そこで2人は同銀行の不法行為だと訴えたところ、これに勝ったのである。

このときの判決は、じつにみごとに公告の意義を語っているので、一部を引用してみよう。

<明治45年5月6日大審院判決>

「そもそも株式会社の取締役に貸借対照表の公告を命じたる商法の規定はつねにその会社に既存の関係を有する者のためのみならず、一般公衆の利益をも保護せんがために設けたるものなることは財産に最も重きをおくべき株式会社の性質上知るべきなり。」(中略)

公告の広告化

「商法は財産に重きをおくべき株式会社の性質に鑑みその会社に対し貸借対照表の公告を強制してその財産の状況を世上に知らしめ、以て一般公衆の利益をも保護せんことを期するものなれば、会社に既存の関係を有せざる一般の公衆は通常その公告によりて会社の財産状況を知り、会社の信用声価等もまたおのずからこれによりて生じ、その信用声価等に頼りて会社と取引をなすに至るべきは自然の情勢なり」²⁾

この事件では上告人が公告された貸借対照表をたとえみていても、普通公告が原因となって信頼が生まれ取引するのが一般常識であるから、公告と預金をしたこととは因果関係があると推定できるといっている。

この判例でもわかるとおり、法律が株式会社に公告させるのは、社会に財産状態を知らせて株式会社の恣意をチェックすることだけでなく、これによって会社の信用声価を高めるためだというのである。これはいいかえれば、法律が企業広告を命じているのだと解釈してもさしつかえないことを物語っているわけだ。

欧米ではどうか。

日本の商法はドイツ法から作られた。しかし、株式会社の数が少ないドイツと違って、300万もある株式会社がすべての公告の義務を遂行するのは無理だとういう考え方がある。欧洲では少ない株式会社は自由な広告を行っている。

一方、アメリカでは新聞に公告する義務はないが、一般に決算報告書を株主のみならず一般の人にも配布している。また、株主総会が日本と違い開かれたものである。1950年代の「純金キャデラック」という映画は株主総会に出席した五株の株主が主題であった。

この映画はある会社の「株主 PR」が主題になっている。ジュディ・ホリディはわずか五株を下宿のおばあさんから譲り受け、総会招集通知をもらって、なんの予備知識もなく、総会にかけ、その経営者のだらしなさと勝手さに憤慨、質問攻めでやっつける。困った経営者はかの女を会社に採用し、いちばんひまな職場「株主 PR 部長」の座を与え買収しようとした。ところがこの部長は、ひまにまかせて、小株主に会社の内情を D・M で詳細に知らせていた。おかげで、次期総会では、関心をもった小株主の協力を得て、ゴロツキ経営者が追放され、まじめな元社長ポール・ダグラスがもとどおり社長におさまるという株主 PR の大切さを示した映画であった。

最近の30年間の変化

(1) 損益計算書の追加 (1974)

1960年に商法改正の試案が発表され、会社内容の公示に貸借対照表と同時に損益計算書なども公告すべきだとした。これに対して各界の意見を求めたところ、この改正が行われると、会社の内容の公示制度の1つとしてこれまでのように決算後に貸借対照表を新聞または

官報に公告しなければならないという義務規定（第283条②）は効果が少ないうえ、公告スペースの拡大で、会社にとって大きな負担になるから削除せよという消極論（経済団体連合会、全国株懇連合会）が現われた。これに対して公示制度を実効のあがるようにするには現在のようにマス・コミを利用するのが最もいいし、証券の民主化、投資家保護の観点からも、従来どおり新聞または官報に公告するよう義務づけておくべきだという積極論（日本証券業協会連合会、日本新聞協会）が反対意見として表わされた。

そこで、日経広告手帖（1954年創刊の月刊誌）では実際に公告事務を取り扱っている株式実務家の意見をきいて、法務省に報告することにした。

方法はダイヤモンド会社職員録に掲載されている750社のうち、生命保険・新聞・放送を除く701社の株式課長に、アンケートを郵送し、回答を記入して返送してもらった。期日までの回収は277枚、回収率は39.5%であった。なお、発送は1961年1月28日で、2月10日到着までとした。30通が締め切り後到着した、結果は積極論の方が3分の2、消極論が3分の1であった。

この結果、1974年、商法改正によって貸借対照表・損益計算書の併記が公告の義務となつた。しかし、今なお決算公告を官報・新聞に掲載している株式会社は、総会社数の何と1.54%である。話題の西武鉄道は1度も公告を出していない^{*3)}。

(2) 連結決算の義務づけ（1978）

1978年から、決算を連結財務諸表の形で公開することが義務づけられた。企業のグループ化が進んだためである。2000年3月期からは連結決算が主となり、単独決算が従となつた。

(3) 一单元株数の定めの廃止（2001）

株主取引の活性化のために、一单元株式数を変更する、一单元の株式を引き下げることが取締役会で任意となつた。この決議を行つた場合、効力発生日の2週間以上前に公告が義務づけられた。

(4) 電子開示始まる（2002）

エレクトロニクス技術の発展と普及によって、アメリカでは決算公告は新聞にほとんど出でていないが証券取引委員会（S.E.C）によって、EDGAR（Electric Data Gathering Analysis Retrieval）で決算公告を行うように勧めている。その例をソニーの決算公告でみると、何と38ページの本文と42の表とその解説に分かれている。上場企業であれば、このくらいの神経を使つてゐることがわかる。

日本でも2002年の商法改正で、電子開示がO.Kとなり、新聞での決算公告は4分の1

公告の広告化

に減った^{*4)}。

これに対して、日本経済新聞は日経広告手帖の2002年9月号で「話題の決算PR」を、2003年11月号で「企業の情報開示と新聞広告の役割」を特集した。加えて独自のパンフレット「決算公告はこのように読まれている」(2002年7月調査)「IR広告事例集」(2002年)「IR広告企画のご案内」(2004年)等を刊行して対応している。

終わりに

筆者はこれまで、公告を広告化するようにという提案を次のように十三回も行ってきた。ご参考になれば幸である。

- (1)「日かげの花に光を」『電通報』第917号、1959年10月29日、P.4
- (2)「公告の手引」『日本経済新聞社刊』1959年9月15日—『電通報』、『日本経済新聞』に良評
- (3)「公告を広告の中へ」『日経広告手帖』1959年5月号—新しい決算広告を中心に考える。
- (4)「決算公告の活用」『日経広告手帖』1960年8月号
- (5)「決算公告の義務規定(商法283条の・)存続か削除か」『日経広告手帖アンケート』第5巻第3号、1961年3月号、P.3-P.9
- (6)「決算公告の現状とその存続論のゆくえ」『日経広告手帖』1961年7月号、P.3-P.8
- (7)「新しい決算公告のスタイル」『日経広告手帖アンケート』第5巻第8号、1961年8月号、P.3-P.23
- (8)「これが企業広告だ—その解説と実例」『日本経済新聞社』1962年10月
- (9)「決算公告の実態調査」『日経広告手帖アンケート』第6巻第12号、1962年12月号、P.3-P.23
- (10)「公告の周辺」『ブレーン』第4巻、1964年、P.37-P.41
- (11)「公告は企業公告である」『株懇連合会々報』第174号、1966年3月号、P.20-P.32
- (12)「公告を見る商法改正の一年」『株懇連合会々報』第189号、1967年6月号、P.12-P.18
- (13)「株式と新聞広告・大阪株式事務懇談会」『大阪株式事務懇談会』第291号、1973年4月、P.4-P.33

参考資料

- * 1)広告三代史・日本経済新聞にみる。日本経済新聞社、1964年11月
- * 2)味村治著、会社公告の実例と法律。商事法務研究会、1961年2月
- * 3)筆者、インベスター・リレーションズと決算公告。東経大学会誌210号、1998年9月、p.45
- * 4)始閑正光編著「平成16年改正会社法」(商事法務)2005年1月

——2004年12月15日受領——

資料1 8月1日 鐘紡の全ページ決算PR公告。特に退職金制度など職員待遇の向上を訴えるなど近代経営に通ずるもののが見られる。

公告の広告化

日本経済新聞の前身中外物価新報に出た最初の公告（資料 1）

明治 14

1881

●農商務省新設

●北海道開拓使官有物払い下げ事件起
る

●デフレ政策を推進

●大日本農会生まれる ◎初めて広告を掲載

谷○神戸熊谷本店

出版書肆

東京京橋區南佐柄木町

弘文社

中川 葵 吉

發行書林 東京泉市○須茂○山佐○岸田○萬字
堂○勸文堂別所○大坂河喜○伊丹善河眞○熊

此書ハ西洋各國にて用ゆる電信符牒と同様よ
て電信文を「ふてうことべ」二字を約めて通信
する至極輕便なる官民公用の良書なり尤も電
信局ふて用ひらるゝ符牒をも加へあれを各
地方と取引の商賈或は親戚朋友へ通信すべき
要件又は旅中の急報等ふ至るまで此書より據つ
て通信する時へ趣意を充分ふ消すとも猶其
音信料を減ずる莫大なり實に今「ふ有用の書
なれば今般左の各書肆おて販賣す

板權免許

電信局御檢閱齊 岸田吟香先生題辭 青木眞吉著

必輕使

電信符牒語

全壹冊

定價金三十錢

廣 告

9月7日 最初の出版公告。題辭にある岸田吟香氏は本名を銀次郎といい「銀公」と呼ばれたのをもじって「吟香」と称した。明治6年「東京日日新聞」に入社し、内職として発売宣伝したのが「精綺水」である。新聞記者として優れた才能をもっていたばかりでなく、公告人としてもすぐれていた。

賣却火船	一火船「グレー・ハウンド」六十馬力余コテ三百 七十二噸積船卸ハ西暦一千八百八十年五月ニ シテ最モ新シキ船ニ候間御望ノ諸君ハ下名ヘ 御申込乞フ
稟 告	十四年七月 横濱海岸三十六番 アダムソン、ビル商会

7月13日 日本経済新聞最初の公告の1つ。
公告の代わりに“稟告（りんこく）”とし、内
容は「火船（ステーマーとしてある）売却」で
ある。広告主は横浜のアダムソン・ビル商会。

(資料1)

資本金有限

聯合海上保險會社廣告

此の會社の總て第一等の帆船及汽船を以て運送する貨物の代價每船銀貨五万弗迄を保險仕候但し保險料の儀ハ通常の割合より一割五分引き申請申候

- 一 郵船を以て倫敦及び歐洲大陸ふ運送する
生糸荷
- 一 ヤン・フランシスコ及鐵道を經て新紐育ふ
運送する生糸荷
- 一 右同断 草荷一半、ウヰド、アウェーレーン
右の外諸貿物保險の割合ハ其節御相談可仕
候也

在 日本代理 横濱八十九番館
キンギントン、シワベ商會

9月14日 最初の保険募集の広告。この広告は同月17日、21日、24日、28日、10月1日、5日、8日、12日、15日と掲載された。



..... Autoroutes du Sud de la France First-half 2004 results

Revenues
€1,105.9m
up 7.8%

Ebitda
€690.9m
up 9.0%

Operating income
€456.7m
up 9.3%

Net income
€153.6m
up 29.4%

Market capitalization
€8.6bn

* as of September 22, 2004

SHAREHOLDER INFORMATION

FINANCIAL CALENDAR:

- Third quarter revenue announcement: October 13, 2004
- Actionaria retail investor fair: November 19-20, 2004

Relations.actionnaires@ASF.fr
Relations.investisseurs@ASF.fr

Net income up 29.4%

With results like that, wouldn't you like to take a ride with us?

First-half 2004 was a period of strong revenue and earnings growth, reflecting increased traffic – with a 3.7% rise on existing motorways, plus 0.8% attributable to new sections – and the higher tariffs applicable as from February 1, 2004.

The Company's improved operating performance and strict cost discipline fueled a 9.0% rise in Ebitda.

Operating Income was 9.3% higher, while lower debt servicing costs boosted growth in net income to 29.4%.

Outlook

- Last January, a new 34-kilometer section of the A89 was opened and a further 34-kilometer stretch is due to open at the end of October.
- Total traffic for the first eight months of the year – including new sections – was up 3.6% on the same period of 2003.

All in all, 2004 should see another sharp rise in net income.

"Our results testify to our Group's resilience and robust business model. We are continuing to structure and rationalize our organization in order to improve internal efficiency and enhance our performance, with the constant aim of satisfying our shareholders, our customers and our employees."

Bernard Val

For the full press release, visit the ASF website wwwASF.fr

Autoroutes du Sud de la France

Faites la route avec nous

wwwASF.fr

Firancial Tomes 2004 年 9 月 28 日

代表取締役社長 安藤左恭 様の要旨	
貸借対照表の要旨	
(平成13年3月31日現在)	
(単位:百万円)	
資産の部	
現金・預金	100,248
預り金	49,652
現金・預金	5,314
そ の 他	△ 13,87
固 定 資 産	191,647
有形固定資産	69,392
無形固定資産	1,77
投資有価証券	122,077
貸倒引当金	89,298
その他	13,469
資 本	19,360
貸倒引当金	△ 51
資 産 合 計	291,896
(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 2. 1株当たりの当期利益 (備考) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	50,825百万円 74円72銭

最近の決算公告

損益計算書の要旨	
(自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)(単位:百万円)	
資産の部	負債の部
現金・預金	支払手形・預金 受取手形・預金
その他の預金	常利付預金
固定資産	その他の預金
有形固定資産	建物・機器
無形固定資産	土地
投資有価証券	その他の投資
貸倒引当金	特別積立金
その他	税引前当期利益
資本	法人税等調整額
貸倒引当金	法人税等調整額
資産合計	△ 291,896
(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 2. 1株当たりの当期利益 (備考) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	50,825百万円 74円72銭

(二参考) 連結貸借対照表の要旨

連結損益計算書の要旨	
(自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)(単位:百万円)	
資産の部	負債の部
現金・預金	支払手形・預金 受取手形・預金
その他の預金	常利付預金
固定資産	その他の預金
有形固定資産	建物・機器
無形固定資産	土地
投資その他の資産	その他の投資
資産合計	△ 301,081
(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 2. 1株当たりの当期利益 (備考) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	50,825百万円 74円72銭

(注) 当連結会計年度の連結子会社は4社であります。

(注) 当期末の連結子会社は7社、持分法適用会社は1社であります。

(注) 当期末の連結子会社は7社、持分法適用会社は4社であります。

(注) 当期末の連結子会社は7社、持分法適用会社は4社であります。

第59期決算公告

平成13年6月29日

大阪府豊中市新千里東町1丁目4番1号



ダイガスポリマー株式会社

代表取締役社長 澤田博行

貸借対照表の要旨

(平成13年3月31日現在)

損益計算書の要旨

(平成12年4月1日から)

(平成13年3月31日まで)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		営業収益	17,558
流動資産	10,149	流動負債	5,108	営業費用	16,180
現金預金	2,770	支払手形・買掛金	2,175	営業利益	1,378
受取手形・売掛金	5,682	短期借入金	1,100	営業外収益	432
たな卸資産	1,420	未払金・未払費用	853	営業外費用	94
その他の	276	未払法人税等	353	経常利益	1,715
貸倒引当金	△ 1	その他の	626	特別利益	—
固定資産	9,652	固定負債	551	特別損失	206
有形固定資産	5,593	社債	300	税引前当期利益	1,509
建物・構築物	2,023	その他の	251	法人税等	687
機械及び装置	1,492	負債合計	5,659	法人税等調整額	△ 40
土地	1,245	(資本の部)		当期利益	861
その他の	832	資本金	4,149	前期繰越利益	1,049
無形固定資産	154	資本準備金	3,900	中間配当額	120
投資等	3,904	利益準備金	214	利益準備金積立額	12
投資有価証券	3,335	剰余金	5,829	当期末処分利益	1,779
その他の	581	その他有価証券	47		
貸倒引当金	△ 11	評価差額金			
資産合計	19,801	資本合計	14,141		
		負債及び資本合計	19,801		

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,209百万円

2. 1株当たり当期利益

42円86銭

(ご参考) 連結貸借対照表の要旨

(平成13年3月31日現在)

連結損益計算書の要旨

(平成12年4月1日から)

(平成13年3月31日まで)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		営業収益	24,290
流動資産	12,687	流動負債	6,590	営業費用	22,413
現金預金	3,896	支払手形・買掛金	2,768	営業利益	1,877
受取手形・売掛金	6,494	短期借入金	1,773	営業外収益	277
たな卸資産	1,922	未払法人税等	371	営業外費用	114
その他の	377	その他の	1,678	経常利益	2,040
貸倒引当金	△ 3	固定負債	719	特別利益	10
固定資産	10,235	社債	300	特別損失	214
有形固定資産	8,509	その他の	419	税金等調整前当期純利益	1,836
建物・構築物	3,108	負債合計	7,310	法人税等	746
機械装置・運搬具	3,016	(少数株主持分)		法人税等調整額	△ 39
土地	1,463	少数株主持分	405	少数株主利益	43
その他の	921	(資本の部)		当期純利益	1,086
無形固定資産	155	資本金	4,149		
投資等	1,569	資本準備金	3,900		
投資有価証券	1,235	連結剰余金	7,299		
その他の	345	その他有価証券	48		
貸倒引当金	△ 11	評価差額金			
資産合計	22,922	為替換算調整勘定	△ 189		
		資本合計	15,206		
		負債、少数株主持分及び資本合計	22,922		

第37期決算公告

平成13年6月29日

東京都港区芝四丁目6番12号

株式会社廣済堂

代表取締役社長 雨宮 勝夫

貸借対照表の要旨

(平成13年3月31日現在)

損益計算書の要旨

(平成12年4月1日から)

(平成13年3月31日まで)

(単位:百万円)

資産の部	負債の部	科目	金額
流动資産	流动負債	売上高	46,293
現金及び預金	支払手形	売上原価	33,137
受取手形	買掛金	販売費及び一般管理費	8,742
売掛金	短期借入金	営業利益	4,413
棚卸資産	その他の流动負債	営業外損益(益)	5
その他流动資産	固定負債	経常利益	4,418
貸倒引当金	△10	特別損益(損)	141
固定資産	社債	税引前当期利益	4,276
有形固定資産	長期借入金	法人税、住民税及び事業税	2,200
建物・構築物	退職給付引当金	法人税等調整額	△173
土地	その他の固定負債	当期利益	2,250
その他有形固定資産	負債合計	前期繰越利益	896
無形固定資産	資本金	中間配当額	190
投資等	法定準備金	中間配当に伴う	19
子会社株式	剰余金	利益準備金積立額	19
長期貸付金	(うち当期利益)	当期末処分利益	2,937
その他投資等	(2,250)		
貸倒引当金	評価差額金		
繰延資産	資本合計		
資産合計	負債・資本合計		

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,997百万円
 2. 1株当たり当期利益 94円68銭
 3. 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額 730百万円

(ご参考)

連結貸借対照表の要旨

(平成13年3月31日現在)

連結損益計算書の要旨

(平成12年4月1日から)

(平成13年3月31日まで)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

資産の部	負債の部	科目	金額
流动資産	流动負債	売上高	71,760
現金及び預金	支払手形及び買掛金	売上原価	50,518
受取手形及び売掛金	短期借入金	販売費及び一般管理費	13,800
棚卸資産	1年以内返済予定	営業利益	7,441
その他流动資産	長期借入金	営業外損益(損)	1,037
貸倒引当金	その他の流动負債	経常利益	6,404
固定資産	固定負債	特別損益(損)	136
有形固定資産	△59	税金等調整前当期純利益	6,268
建物・構築物	社債	法人税、住民税及び事業税	3,690
土地	長期借入金	法人税等調整額	△648
その他有形固定資産	預り入会金	少数株主利益	537
無形固定資産	その他の固定負債	当期純利益	2,682
投資その他の資産	負債合計		
長期貸付金	資本合計		
その他投資等	少數株主持分		
貸倒引当金	資本合計		
繰延資産	自己株式		
資産合計	資本合計		
	負債・少數株主持分及び資本合計		

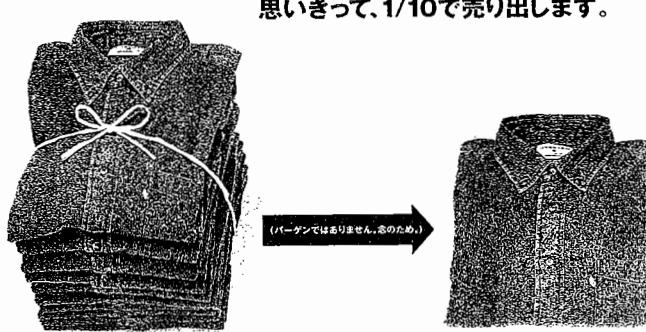
公告の広告化

※ 1 単元の株式数引き下げ広告

**Right-on
JEANS AND CASUAL**

RCJAN ライトオン
TEL 03-3981-3488 FAX 03-3981-3487
E-mail: rcj@rcj.co.jp URL: www.rcj.co.jp

思いきって、1/10で売り出します。

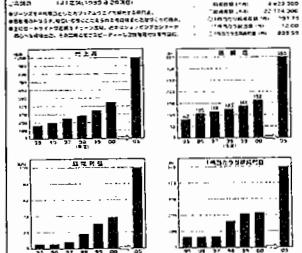


(バーゲンではありません。おため)

**ライトオンは、本日、
株式売買単位を1000株から100株に変更します。**

**躍進するライトオン。
2005年へ向けて、全国350店舗展開を目指します。**

ライトオンでは、全国のお客様にご満足いただけるようバリュエイションなどを実現してきました。サンクスラッカミリースで大きく、詳しく。為替された運びつくご頑張ください。



右側欄内
ライトオンは、株式売買単位を1000株から100株に変更します。
お問い合わせ先
日本ユニシス株式会社
〒100-8333 東京都千代田区麹町二丁目一
TEL 03-5566-2011 FAX 03-5566-2571 電話番号 03-5566-2011

ライトオン

全15段 日本経済新聞

売買単位株式数が
1,000株から、100株へ。



本日より、日本ユニシスの株式が $\frac{1}{10}$ で、ご購入できます。

日本ユニシス株式会社
www.unisys.co.jp/invest-i/
www.unisys.co.jp

UNISYS
Solution Creators
いのちのうながす。

日本ユニシス

全5段 日本経済新聞